

## 全国社会科教育学会規定・組織概要

2017年9月17日

事務局作成

### 1. 学会規約第6条, 第7条に基づく役員

- 会長 (1名)
- 副会長 (若干名)
- 理事 (相当数), うち常任理事 (若干名)
- 監査 (2名)
- 顧問 (若干名)

### 2. 組織

#### (1) 学会規約第8条に基づく組織

- 総会 (毎年1回以上)
- 理事会
- 常任理事会

#### (2) 学会規約第2条に基づく組織

- 事務局

#### (3) 委員会等設置規定に基づく委員会

- 編集委員会
- 研究委員会
- 国際委員会 (専門委員会)

#### (4) 諸規定に基づく委員会

- 会長・副会長等選考委員会 (副会長1人, 理事3人および常任理事3人)
- 選挙管理委員会 (常任理事会が委嘱)
- 研究奨励賞選考委員会 (常任理事会の互選により, 5名以内)

### 3. 規定等

#### (1) 理事会の過半数の賛成, 総会での3分の2以上の賛成で改廃可能な学会規約

- 全国社会科教育学会規約

#### (2) 規定

- 全国社会科教育学会役員選出規定
- 『社会科研究』原稿応募規定 <編集規定><投稿要領>
- 研究倫理・投稿倫理・査読倫理規定
- 全国社会科教育学会委員会設置規定
- 全国社会科教育学会研究奨励賞規程
- 研究推進プロジェクト要項
- 全国社会科教育学会の「共催」「後援」に関する規程

#### (3) 内規

- 『社会科研究』誌への投稿論文の審査に関する内規